

3 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

・内閣提出法律案（三件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出月日	参議院				衆議院				備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	院議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	院議決	
18 ※	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	四、 二、一二	四、 二、一二 (予)	四、 三、二七	四、 三、二七	四、 三、二七	四、 二、一二	四、 三、五	四、 三、六		
21 ※	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、一四	二、一八 (予)	三、二七	三、二七	三、二七	二、一八	三、二六	三、二六		
76	一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、一八	三、一八 (予)	三、二七	三、二七	三、二七	三、一八	三、二六	三、二六		

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

要旨

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、恩給年額の計算の基礎となつてゐる仮定俸給年額を、平成四年四月分以降、三・八四％引き上げる。
- 二、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成四年四月分以降、三・八四％引き上げる。
- 三、公務関係扶助料の最低保障額を、平成四年四月分以降、三・八四％引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、同月分以降、十一万九千四百円（現行十一万四千七百円）に引き上げる。
- 四、傷病恩給の基本年額を、平成四年四月分以降、三・八四％引き上げる。

五、増加恩給又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の扶養家族のうち、二人までに係る加給の年額を、平成四年四月分以降、一人につき六万六千円（現行五万四千円）に引き上げるとともに、妻がない場合の一人に係る加給の年額を、同月分以降、十

三万二千円（現行十二万六千円）に引き上げる。また、公務関係扶助料受給者の扶養遺族のうち、二人までに係る加給の年額を、同月分以降、一人につき六万六千円（現行五万四千円）に引き上げる。

六、傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成四年四月分以降、三・八四％引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同月分以降、七万二千八百五十円（現行六万八千三百円）に引き上げる。

七、普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成四年四月分以降、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあっては二十四万四千二百円（現行二十三万六千三百円）に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあっては十三万九千五百円（現行十三万五千円）に、それぞれ引き上げる。

八、本法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、

恩給年額及び各種恩給の最低保証額を本年四月分から二・八四％引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算並びに扶養加給についても、その額を本年四月分からそれぞれ引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、恩給欠格者問題、恩給法の国籍条項見直し問題、恩給改定における総合勘案方式のあり方等について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目から成る附帯決議を行いました。

次に、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、地域改善対策特定事業のうち平成四年度以降においても引き続き実施することが特に必要と認められるものについて、国の財政上の特別措置を継続して講ずるため、現行法の有効期限を平成九年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

次に、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年八月の週休二日制等についての人事院勧告を踏まえ、一般職の国家公務員の完全週

休二日制を実施するため、すべての土曜日は勤務を要しない日とするともに、行政機関の休日としようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、今後の地域改善対策に関する政府の基本方針、継続実施する特例事業の内容、国家公務員の完全週休二日制の実施時期及び実施に当たって対処すべき課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、地域改善対策特別措置法改正案に対し、日本共産党の吉川理事より、地域改善対策特定事業については平成三年度末までに認定・着手した事業に限定して継続する等の修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、吉川理事提出の修正案は否決され、地域改善対策特別措置法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

次いで、一般職職員給与法及び行政機関休日法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

要旨

本法律案は、平成三年度以前の事業の実施状況等にかんがみ、地域改善対策特定事業のうち平成四年度以降においても引き続き実施することが特に必要と認められるものについて、その円滑かつ迅速な遂行を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成等国の財政上の特別措置を継続して講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、平成四年度以降においても引き続き実施することが特に必要と認められる地域改善対策特定事業として政令で定めるものについては、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成九年三月三十一日まで五年延長する。

二、その他所要の経過措置について規定する。

三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

前ページ参照

一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七六号）

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成三年八月七日付けの週休二日制等についての勧告を踏まえ、一般職の国家公務員の完全週休二日制を実施しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、すべての土曜日は、勤務を要しない日とし、勤務時間は月曜日から金曜日までの五日間において割振りを行うものとする。

二、すべての土曜日は、行政機関の休日とし、行政機関の勤務は、原則として行わないものとする。

三、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

委員長報告

前ページ参照